

一定期間内、繰り返し使える

「リフィル処方せん」が登場

慢性の病気で状態が安定している患者の場合、定期通院は薬を処方してもらうのが目的であることが多く、同じ薬を処方されるのが一般的です。

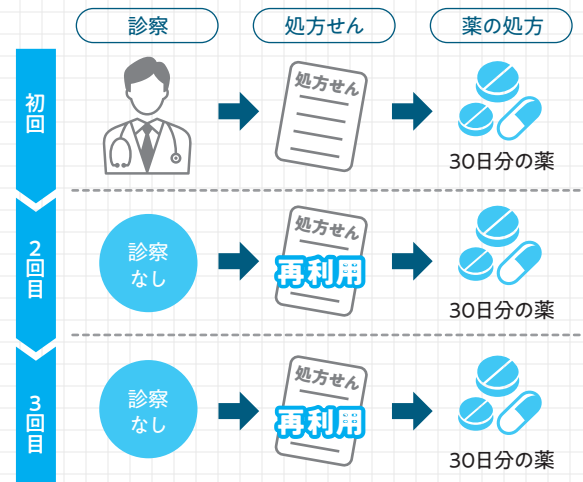
こうした場合でも、医療機関に行くと再診料や処方箋料のほかに、医学的な管理の費用などもかかり、医療費は安くはありません。

4月から、医師と薬剤師の連携のもと、一度出してもらった処方せんを一定期間内に3回まで繰り返し使える仕組みが始まりました。これを「リフィル処方せん」といいます。

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病をはじめ、病状の安定した患者にとって、通院の負担とともに医療費の負担を減らすこととなります。

リフィル処方せんのイメージ

医師が1回30日分の薬を3回処方してよいと判断したケース



リフィル処方せんのポイント

- 医師が、リフィル処方が可能と判断した場合は「リフィル可」欄にレ点を記入
- 1回あたりの投薬期間と総投薬期間は医師が患者の病状などから決める
- 投薬量に限度がある薬や湿布薬は対象外
- 同一の薬局で調剤してもらうのが基本

「リフィル可」
(3回)

8月
発行予定

「医療費通知書」 を配付します

医療費通知書を8月中に勤務先の事務担当者を通じて配付する予定です。医療費通知書は、組合員とご家族（被扶養者）の医療費と、共済組合からの給付金の内訳をお知らせするものです。また、医療費控除の申告手続きに使用することもできます。

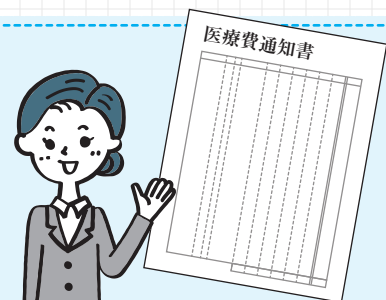
領収書&医療費通知書は大切に保管を!

医療機関等の領収書は引き続き大切に保管してください。
なお、医療費通知書は再発行ができませんので、大切に保管してください。

※次回は令和5年2月上旬に発行予定です。 ※記載される受診月は次のとおりです。

記載される受診月	発行時期
11月・12月・1月・2月・3月・4月	8月上旬頃
5月・6月・7月・8月・9月・10月	2月上旬頃

医療費通知書は、世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。個人情報の保護に関する法律では、個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意を得ることとされています。被扶養者の方にもその旨をお伝えいただき、差し支えがある場合は、共済組合保健課までお申出ください。お申出がない場合は、同意（黙示の同意）をいただいたものとしてお送りいたします。



医療費控除とは?

ご自身または生計をともにするご家族が1年間(1月1日~12月31日まで)に10万円以上の医療費を支払った場合、所得税が一定額控除される制度です。控除を受けるには、ご自身で確定申告が必要です。

⇒制度等について、詳しくは国税庁のHPをご覧ください。